

令和4年10月3日

令和4年登米市議会定例会
9月定期議会 議案

(その3)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
発議第4号	「(仮称)登米東和町バイオガス発電所建設計画」に係るFIT認定の再審査を求める意見書	3
発議第5号	生産資材価格高騰対策等に関する意見書	5
	常任委員会の調査報告	別冊

令和 4 年 10 月 3 日

登米市議会議長 關 孝 様

提出者 教育民生常任委員会
委員長 武 田 節 夫

「（仮称）登米東和町バイオガス発電所建設計画」に係る F I T
認定の再審査を求める意見書

上記議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項
並びに会議規則（平成 17 年議会規則第 2 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

（提出の理由）

「（仮称）登米東和町バイオガス発電所建設計画」において、事業者が F I T 認定の際に提出していた一部の契約書が偽造されているとの報道があり、地域住民は事故等によって豊かな自然環境が壊されるのではないかと強い不安を抱えたままの生活を余儀なくされています。

よって、F I T 認定の再審査を求める意見書を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条に基づき経済産業省に提出するものであります。

「（仮称）登米東和町バイオガス発電所建設計画」に係る F I T 認定の再審査を求める意見書

「（仮称）登米東和町バイオガス発電所建設計画」において、事業者は電力の固定買い取り制度（F I T）の申請に際して、書類の一部を偽造して認定を受けていたという新聞報道があった。

本発電所建設計画は、2020年6月19日にF I T認定（設備ID：M997338B04）を取得した事業だが、発電に必要な原料を調達するために原料供給元企業と交わしたとされる一部の契約が実際には存在しておらず、契約書（覚書）を偽造しF I T申請をしていたことが指摘されている。契約書の偽造が事実であれば、F I T認定は取り消されて然るべきと考える。

事業者は登米市開発指導要綱に基づき、登米市との開発協議を進めているが、地域住民は事故等によって豊かな自然環境が壊されるのではないかと強い不安を抱えたままの生活を余儀なくされている。

よって、本発電所建設計画におけるF I T認定の再審査を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月 日

経済産業大臣 西村 康稔 あて

宮城県登米市議会議長 關 孝

令和 4 年 10 月 3 日

登米市議会議長 關 孝 様

提出者 産業建設常任委員会
委員長 佐々木 幸 一

生産資材価格高騰対策等に関する意見書

上記議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項並びに会議規則（平成 17 年議会規則第 2 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

（提出の理由）

世界的な穀物需要の増加やウクライナ情勢などの影響によるエネルギー価格の上昇に伴い、肥料・飼料・燃油などの農業生産資材が高騰し、多くの生産者は極めて厳しい経営を強いられている。

現況の長期化は、国内生産基盤の弱体化を招き、食料の安定供給を損ないかねず、我が国の食料安全保障にかかわる大きな問題となることが懸念される。

以上のことから、中長期的な国内資源循環の推進を含め、地域農業の維持・発展に向けた支援を求めるとともに、農業経営の安定化に向けた十分な対策を講じるよう強く要請するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条に基づき提出するものであります。

生産資材価格高騰対策等に関する意見書

世界的な穀物需要の増加やウクライナ情勢などの影響によるエネルギー価格の上昇に伴い、肥料・飼料・燃油などの農業生産資材が高騰し、多くの生産者は極めて厳しい経営を強いられている。

現況の長期化は、国内生産基盤の弱体化を招き、食料の安定供給を損ないかねず、我が国の食料安全保障にかかわる大きな問題となることが懸念される。

以上のことから、中長期的な国内資源循環の推進を含め、地域農業の維持・発展に向けた支援を求めるとともに、下記のとおり農業経営の安定化に向けた十分な対策を講じるよう強く要請する。

記

1. 肥料価格高騰に対する支援の拡充

先般、肥料価格の高騰に伴う具体的な対策が示されたが、円滑かつ迅速な実行を望む。

さらに、肥料価格の安定化に向けた仕組みづくりや肥料原料を安定供給できる体制の構築など、根本的な解決策を講じること。

2. 飼料価格高騰に対する支援の充実

現在の配合飼料価格安定制度による支援は、条件によって補填が発動しない可能性もあり、対策としては不十分であることから、積立及び粗飼料の購入に要した経費について臨時的な支援金の給付にとどまらず恒常的な安定対策を講じること。

さらに、輸入飼料への依存体質を見直し、自給飼料の生産拡大に向けた支援策の充実を図ること。

3. 燃油価格高騰に対する負担の軽減

現行制度では施設園芸の支援対象油種がA重油と灯油のみであるが、施設園芸の加温に用いられているLPガス価格も高騰し、経営を圧迫するため、対象油種の拡大を行うこと。

さらに、支援対象を稲作経営農家にも拡大し、負担軽減対策を講じること。

4. 再生産可能な価格形成に向けた仕組みの構築

現在、国産農畜産物は、円安による輸入生産資材などの高騰分を販売価格に反映できずにいる。これは、生産者が売値を決められない構造的・慣例的な問題が関係しており、日本市場における大きな課題でもある。

そこで、食料の安定供給を維持し、農業経営の持続性を確保するためにも、農畜産物市場における価格形成の仕組みの抜本的な改革と、国民理解の醸成を図ることを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 10 月 日

衆議院議長	細田	博之	} あて
参議院議長	尾辻	秀久	
内閣総理大臣	岸田	文雄	
農林水産大臣	野村	哲郎	
財務大臣	鈴木	俊一	

宮城県登米市議会議長 關 孝